

第二十三号議案

江戸川区スポーツランド条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区スポーツランド条例の一部を改正する条例

江戸川区スポーツランド条例（昭和五十七年七月江戸川区条例第二十六号）の

一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	単位時間	一般（高校生以上）	小・中学生
アイススケート場	フリータイム	五〇〇円	二一〇円
屋内・屋外プール	二時間	二一〇円	五〇円
健康ルーム	二時間	二一〇円	―

備考 屋内・屋外プール及び健康ルームの単位時間については、指定管理者は、時間帯又は曜日ごとの利用状況に応じて変更することができる。

別表第二（第七条関係）

貸切利用料金

(一)

施設名	単位時間	
	午前九時～正午	午後の部
	午後一時～午後五時	夜間の部
	午後六時～午後八時	全日

アイススケート場	五〇、九一〇円	六七、八九〇円	三三、九四〇円	一五二、七四〇円
----------	---------	---------	---------	----------

(二)

施設名	単位時間	
	午前の部	午後の部
屋内プール（大）	午前九時～正午 三五、四九〇円	午後一時～午後五時 四七、八三〇円
屋内プール（小）	九、二六〇円	一二、三四〇円
会議室（さつき）	六二〇円	九三〇円
会議室（つつじ）	六二〇円	九三〇円
会議室（さくら）	六二〇円	九三〇円
	午後六時～午後九時 三十分	夜間の部
	午前九時～午後九時 三十分	全日
屋内プール（大）	一五四、二九〇円	
屋内プール（小）	四〇、一一〇円	
会議室（さつき）	二、七八〇円	
会議室（つつじ）	二、七八〇円	
会議室（さくら）	二、七八〇円	

(三)

施設名	単位	一般（高校生以上）	小・中学生
テニスコート	一面一時間	四一〇円	無料
テニス・フットサルコート	一面一時間	四一〇円	無料

備考

一 区民以外の者が施設（テニスコート及びテニス・フットサルコートを除く。）を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該

規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

二 アイススケート場、屋内プール及び会議室の中間時間（正午から午後一時まで及び午後五時から午後六時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。

ロ 午後五時から午後六時まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。

三 アイススケート場、屋内プール及び会議室は、指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間（アイススケート場は午前九時から午後八時まで）外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

四 アイススケート場、屋内プール及び会議室は、指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、一時間を単位として単位時間を分割し

て利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

五 屋内プール（大）及びアイススケート場は、指定管理者が管理上支障がないと認めたときは、二分し、三分し、四分し、五分し、又は六分して利用することができる。この場合には、規定利用料金のそれぞれ二分の一、三分の一、四分の一、五分の一又は六分の一とした額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

六 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

七 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区スポーツランド条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。